

深谷市学校給食運営委員会規則

(設置)

第1条 学校給食の運営を適正かつ円滑に行うため、運営に関する重要事項を審議し、又は必要な調査研究を行うことを目的に深谷市学校給食運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議し、又は必要な調査研究を行う。

- (1) 学校給食費に関すること。
- (2) 学校給食の年間事業計画に関すること。
- (3) 給食用物資納入業者の指定に関すること。
- (4) 児童生徒の給食摂取状況に関すること。
- (5) その他運営に必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから深谷市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学校長代表
- (2) P T A代表
- (3) 保健所長又はその代理者
- (4) 学校医代表
- (5) 学校薬剤師代表
- (6) 有識者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会は、委員の互選により、委員長及び副委員長を1人置く。

2 委員長は、運営委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、教育委員会担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。